（事務の委任）

第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十七条第五項（法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項（法第二十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条の二第三項並びに法第二十九条の二第二項及び第三項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第七項（法第二十七条の四第二項（法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）及び法第二十九条の二第四項の規定に基づく通知の受理に関する事務、法第二十七条第十項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項、法第二十九条第一項から第七項まで及び第九項並びに法第二十九条の二第六項及び第九項の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務、法第二十七条第十一項（法第二十七条の四第二項及び法第二十八条第七項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の二第七項及び第十項の規定に基づき勧告又は命令を取り消す旨を記載した文書の送付に関する事務、法第二十九条の二第一項の規定に基づく報告の受理に関する事務並びに第七条第六項から第八項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2　令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項、法第二十八条の四第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

別表第一（第三条関係）

［一～九　略］	
九の二	イエメン
［一〇・一一　略］	
一一の二	イラク
［一二～一五の二　略］	
一五の三	ウズベキスタン
［一六～四八　略］	
四八の二	コモロ連合
［四九～一一〇　略］	
一一〇の二	東ティモール
［一一一～一六三　略］	

（事務の委任）

第十条　令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2　令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

別表第一（第三条関係）

［一～九　同上］	
［号を加える。］	
［一〇・一一　同上］	
［号を加える。］	
［一二～一五の二　同上］	
［号を加える。］	
［一六～四八　同上］	
［号を加える。］	
［四九～一一〇　同上］	
［号を加える。］	
［一一一～一六三　同上］	